

長野県環境審議会議事録

日時 平成29年1月11日(水)

午後1時30分～3時

場所 長野県庁議会棟 第1特別会議室

司 会

ただいまから、長野県環境審議会を開会いたします。本日の司会を務めます、環境政策課企画幹の加藤浩でございます。よろしくお願いいたします。

始めに、委員のご出欠の状況でございますが、本日、都合によりまして、織英子委員、西澤孝枝委員、野口暢子委員、羽田健一郎委員及び岡村次郎委員の5名の委員から、ご欠席ということで連絡をいただいておりますので、ご報告申し上げます。

これによりまして、本日の審議会でございますが、委員数18名に対しまして、出席者13名で過半数のご出席となります。「長野県環境基本条例」第30条第2項の規定により、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

次に、お手元にお配りした資料のご確認をお願いいたします。

皆さまには、あらかじめ資料1、2をお送りしてございますが、次第につきまして、修正版を配布しております。

また、資料1～4を追加で配布しておりますので、ご確認をお願いします。

それでは、これから審議に移りたいと思います。

本日の議題でございますが、審議事項といたしまして、「長野県第12次鳥獣保護管理事業計画の策定について」の中間報告1件、報告事項といたしまして「長野県環境エネルギー戦略の進捗状況について」の2件でございます。

議長につきましては、「長野県環境基本条例」第30条第1項の規定により会長が務めることとなっておりますので、平林会長に議事の進行をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

平林議長

皆さん、おめでとうございます。
本年もよろしくお願いいたします。

それでは、私が議長を務めさせていただきますので、皆様のご協力をお願いいたします。

審議に先立ちまして、本日の議事録署名委員を指名させていただきます。

本日の議事録署名委員は、別府 桂委員と柳平 千代一委員をお願いしたいと思います。

それでは、ただいまから審議に入りたいと思います。

まず、審議事項の最初ですが、「長野県第12次鳥獣保護管理事業計画の策定」について、これの中間報告でございます。

本案件は、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」第4条第4項の規定に基づき、長野県第12次鳥獣保護管理事業計画を策定するにあたり、当審議会の意見を聴かれているものであり、昨年5月に諮問され、「鳥獣専門委員会」で検討をいただいているものでございます。

それでは幹事の方から説明をお願いします。

それでは説明させていただきます。

「第12次鳥獣保護管理事業計画の策定」について、現段階の状況を報告させていただきます。

諮問の際にもご説明いたしました。ただいま委員長さんの方からも説明のありましたとおり、鳥獣保護管理事業計画につきましては、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」、いわゆる「鳥獣保護管理法」に基づく制度でございます。今後5カ年間の鳥獣保護管理事業の基本計画であり、環境大臣が定める基本指針に即して、地域の実情も勘案の上で、県が定めることとされておるものでございます。

「資料1-1」をご覧ください。

1ページ目につきましては、前回の繰り返しになりますので省かせていただきます。

2ページの「計画策定のスケジュール」をご覧くださいと思います。

5月20日に当審議会に諮問した段階では、国の基本指針が示されておりましたが、諮問以降の事前準備として現地機関を通して、市町村や関係者等の意向や地域の意見等の聴取を進めてまいりました。

その後、10月11日に国の基本指針、正式には「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」が告示となりましたので、事前に聴取した関係者の意向等も加えて計画素案を作成し、去る12月21日に「鳥獣専門委員会」を開催いたし

佐藤鳥獣対
策・ジビエ
振興室長

まして、検討をいただきました。

今回は、中間報告として、その検討の状況を中心に報告させていただきます。

また現在、国の関係機関、市町村等との協議を進めておりました。今後は、1月から2月にかけてパブリックコメントを行い、それらの意見も踏まえた上で計画案を策定し3月には答申をいただければありがたいと考えております。

次のページの「参考資料」をご覧くださいと思います。

こちらが国の基本指針の主な変更点です。本物は六十数ページあり、結構な量になっておりますので、こちらで説明させていただきますが、その中でも大きく変わった部分を中心にご説明させていただきます。

まずは、表の下から二つ目です。

農林業者が自らが行う捕獲に関する規制のあり方でございますが、農林業被害の防止の目的で、農林業者が自らの事業地内において、小型のはこわな等により、アライグマ、ハクビシン、ヌートリア等を捕獲する場合には、従前と変わりました。狩猟免許がない者にも許可ができることとなっております。

次に、次のページをご覧ください。上から四つ目になります。

傷病鳥獣救護の考え方でございます。傷病鳥獣救護につきまして、希少種の保全や環境モニタリングへの活用、生物多様性の保全への貢献に重点を置いて対応を検討することとされ、指針の本文中には、「鳥獣は、山野等において、専ら他の生物を捕食・採食し、個体の生と死を繰り返している。このように生態系は野生生物の生と死によって成り立っており、自然の傷病による鳥獣の死も生態系の重要な一要素である。」と明記されるなど、従前の人道的な観点ですとか、鳥獣愛護上の観点が見直されております。

最後に一番下です。

鳥獣保護区の指定及び管理の関係でございます。

鳥獣保護区の区分の一つである「森林鳥獣生息地の保護区」については、従前は、指針の中で森林面積10,000ha毎に1ヶ所、1ヶ所あたり300ha以上との目標が定められていましたが、目的とする鳥獣を明らかにしつつ、その鳥獣の保護に適切か考慮した上で、指定や更新等を検討することによって変わっております。

次に「資料1-2」をご覧ください。

先ほどご説明した国の基本指針に沿って作成したものが「資料1-3」の「長野県第12次鳥獣保護管理事業計画（素案）」となりますが、ページ数も多いので、概要を基に重点部分のご説明をさせていただきます。

まず、「第2の1、鳥獣保護区の指定等の方針」です。

「農林業被害の実態に則し、鳥獣の保護の目的が明確でないものは期間更新しない。」が一つ、次に「保護を図る必要のある鳥獣が明らかであって、なおかつ農林業被害への対応からニホンジカ等の狩猟が期待される場合には、狩猟鳥獣捕獲禁止区域—こちらはシカ、イノシシ等を対象とする鳥獣以外の捕獲を禁止するという制度でございますが—への変更を行う。」

「明確な指定理由がない鳥獣保護区については、その指定の理由を見直す。」こととし、「(2)」の計画に示すとおり、4ヶ所を見直すこととしております。

そのうち1ヶ所はニホンジカ被害の激化に伴い更新をしないものであり、3ヶ所はただいまご説明申し上げました「狩猟鳥獣捕獲禁止区域」への変更となります。

なお、2の「狩猟鳥獣捕獲禁止区域」の指定等の4か所、下の表になりますが、そのうち、それ以外の1ヶ所については、新たに「狩猟鳥獣捕獲禁止区域」に設定するものです。

3ページをご覧ください。

「第7 鳥獣の生息状況の調査に関する事項」でございます。

この中に、新たな技術の研究・開発に関する事項として、今回「捕獲や調査等に係る技術」、「被害防除対策に係る技術」、「捕獲個体の活用や処分に係る技術」について、大学や在野の研究者等とも連携しつつ、県の研究機関で組織する野生鳥獣被害支援チームを中心に研究及び情報収集をすることとしております。

4ページ目をご覧ください。

「第9の3 傷病鳥獣救護」について、でございます。

先程の国の方針転換もありますが、ケガや病気の野生鳥獣の命が糧となって多くの命が育まれることも自然界の命の流れであり、野生鳥獣の「死」もまた生態系の一要素であるとの考えに立ち、原則として、生物多様性の保全等の観点からの考慮が必要な希少な鳥獣以外の対応は行わないこととしたいと考えております。

なお、こうした考えについては、傷病鳥獣救護に協力いただいている長野県獣医師会、県内の公営動物園とも連携し、県民の理解を求めていきたいと考えています。

いずれにしましても、5ページの「6 普及啓発」にも記載してありますが、「人と野生鳥獣の緊張感のある棲み分け」の実現のために、鳥獣の生態や自然の成り立ち、人と野生鳥獣との適正な関わり方等について、市町村、教育委員会等の関係機関にも協力いただきながら、普及啓発を進めてまいりたいと考えております。

最後に、「資料 1-4」をご覧ください。

こちらが、12月21日に開催した鳥獣専門委員会における主な質問、意見等でございます。

一つといたしましては、「鳥獣保護区の指定計画」につきまして、「鳥獣保護区の縮小、狩猟鳥獣捕獲禁止区域の増についてその内訳、また、そのまま終了する保護区について理由はどういうことになっているのか。」というご質問をいただいております

それに対しましては、「集団渡来地の保護区の内、カモの飛来する池とその周辺を広く指定していたものを、核心部分の池とその周囲に縮小させるものが1箇所。また、農林業被害等の増加に伴い、ニホンジカやイノシシなどの捕獲を必要とする獣類を除き捕獲を禁止する「狩猟鳥獣捕獲禁止区域」に移行させるものが4箇所。終了するものについては、周辺での野生鳥獣被害の増加に伴い、特定の保護対象とする鳥獣が明確でないものについて更新を行わないとするものでございます。」とお答えしております。

次に、「鉛中毒に対する対応」でございますが、「鉛の規制について、鉛中毒が生じる危険性が高い地域をどうやって把握していくのか。」というご質問及び「鉛の影響が出ない素材の装弾というものは、実際に入手が可能なのか、使用するうえでの問題点はあるのか。」というご質問に対して、一つ目については「猛禽類の死亡個体や保護個体の血液や内臓の鉛濃度を測定し、基礎的な情報収集を行うため、平成27年度から予算化しております。」と回答させていただいております。鉛を使わない装弾につきましては、「現在既に入手は可能となっているが、従来のものより割高である。また、威力が異なる等により普及が進んでいない状況である。北海道などの先行して導入されている地域の情報について、猟友会等と情報共有してまいりたい。」と回答させていただいております。

次のページをお願いします。

「免許を持たない者を許可対象とする場合」についてのご意見でしたけれども。

「許可基準に関して免許を持たない者への許可の範囲が広がっている。あらかじめ猟友会への周知が必要だと考える。また、最近では自損事故が多くしっかりと事前周知を図っていただきたい。」というご意見でしたが、それに対しては「事前の周知は必要であり、役員等に向けた事前の説明や毎年講習会等様々な機会に周知を図りたい。」ということでお答えをさせていただいております。

もう一つ、「猟区の設定のための指導」でございますが、現在、県内、実は、シカが獲れにくくなっているという情報が寄せられ

ております。そういう中で、「猟区の制度を使ってより効果的に捕獲を行うといった考え方はできないか。」というご提言をいただきました。それに対しましては、鳥獣保護管理事業計画とは別にニホンジカの第二種特定鳥獣管理計画を策定しておりまして、その中での「今後の検討課題として考えている。」とお答えをさせていただいております。

また、「新たな技術の研究開発」について、「他県での新しいククリワナの研究などがあるが、こうした情報共有も必要ではないか。」というご意見をいただきました。それにつきましては、「他県からの情報等も共有させていただきたいが、猟友会の皆様からも情報提供いただければありがたい。」というお話をさせていただいております。また、「県としても環境保全研究所や林業総合センターなどにおいて研究を進めていければと考えている。」ということでお話させていただきました。

また、「誘引狙撃や夜間銃猟などの捕獲技術の検討とあるが、具体的な計画はあるか。」というご質問をいただきましたが、それに対しましては、「現在捕獲の進捗に伴い、ニホンジカの行動が変化していることも推測されております。そういった中でより効果的で、効率的な捕獲を検討していくことが必要となっております。ここ数年、こうした新たな捕獲技術の検討や検証を進めております。ただし、あくまで試験段階であり、具体的な計画はこれから検討することになっております。」という答えをさせていただいております。また、「国等においても、同様の取組を行っているところですので、ぜひ連携して取り組んでまいりたい。」というお答えをさせていただきました。

次のページをご覧ください。

「傷病鳥獣救護への対応」及び「安易な餌付けの防止について」という関係でございます。傷病鳥獣の救護、安易な餌付けに関して、「計画の方針にどちらも基本的には賛成である。ただし、これまでの経過などがある中で、こうした方向性の変更の内容をどう市民、県民へ伝え理解を得ていくのか。」という質問。また、餌付けにつきましても、「実施している団体に対してどう指導していくのか。」というご質問でございました。それに対しまして、「傷病鳥獣救護に関しては、県民への丁寧な説明が必要と考えているところですので、傷病鳥獣への対応や、本来の野生動物のあり方など、分かりやすいものを整備して普及に努めてまいりたい。」というお答えをさせていただいております。また、餌付けにつきましては、「安易な餌付けは、本来の野生の姿ではない。」というのが今までもずっと私共の方針でございます。「今後も県民に対して好ましい状態ではないことなどを丁寧に説明しながら、理解を得るようにしてまいりたいと考えております。」というふうに話をさせ

ていただいた上で、ここの部分につきましては、「法的な規制がない中で、強制力はない。ただし、県の方針として、明確に計画の中に記載してまいりたい。」とご説明をさせていただきました。

あと、「捕獲した鳥獣の食肉等への活用」につきましては、「食肉利用だけでなく、皮などの利用も考えていいのではないか。」とのご意見をいただきましたが、「現在、食肉以外の利用も検討を進めているところです。」というご説明をさせていただきました。

あと、「教育機関と連携しての普及啓発」につきまして、「野生鳥獣との緊張感のある棲み分け」という考え方に、賛意を示していただきました。また、「野鳥に関してもこうした考えは正しいと思うが、餌をあげるのではなく、採餌環境を整備するということが必要なのではないか。」というご意見をいただきました。それにつきまして、県といたしましても、10年ほど前から野生鳥獣被害対策の基本方針において、「野生鳥獣と人が緊張感をもって棲み分ける。」という基本的な考え方で進めており、今回それを統一したい。」とお話をさせていただきました。また、餌やりにつきましては、「野生鳥獣は、餌を自分で探すのが本来の姿でありまして、環境の整備も重要なことと考えており、本文中にも、「原則として適正な森林整備や在来種の食餌植物の植栽等による環境整備を行う。」という記載がございます。」というお答えをさせていただきました。

また、「教育委員会等への情報提供について」ということでご意見をいただきました。それに対しましては、「県野生鳥獣被害対策本部におきまして、教育委員会も入っており、今後もより一層の連携を進めてまいりたい。」ということで説明をさせていただいたところでございます。

以上が中間の報告となります。

なお、先ほど「概要」ということでご説明させていただきましたが、「概要」という表題ではございますが、「重要な部分の抜粋」になっておりますので、その部分について、ご承知置きいただければありがたいかと思えます。

今後、先ほど申し上げましたけれど、パブリックコメントを実施しまして、3月の環境審議会、来年度に向けた施行に向けて計画書案を作成する予定としております。

以上中間報告とさせていただきます。

はい、ご説明いただきありがとうございました。

そうしましたら、まず今回の話し合いの位置づけですが、今ご説明いただいたのは中間報告ですから、また次回の環境審議会が3月にありますので、その時に最終的なご意見をいただく機会が

平林議長

もう一度あります。その意味で、今日はいろいろな御意見を自由にいただくという位置付けです。

この計画の位置付けは、いつも皆さんたちに審議いただいている第二種特定鳥獣管理計画のひとつ上の計画ということになります。非常に重要な計画という位置付けです。

それで、これについては、先ほどご説明があったとおり、10月に環境省から指針が示されて、それに基いて県でこういったものを作っていくという考え方、国の方の考え方を受けてこういうものができているということになります。

見ていただいて資料1-3が素案ということで、これが一番重要な資料ということになりますが、非常に厚くて裏表で細かい字で書いてありますので、幹事の方で国の主な変更点や変更のポイントになるところをまとめていただきました。それが資料の1-2ということです。

ただし、これも先ほどご説明があったとおり、概要と書いてありますが、全ての概要ではなくて、国の方で大きく変わったところのポイントを中心にまとめていただいているということですので、この資料1に書いてあることが、今回の計画の抜粋、主な変更点が全てここに書いてあるということではありません。資料1-3で大きく変わっていますが、こちらの資料に全く触れられていないところが沢山あります。その点だけ気をつけてみてください。

ということで、今説明をいただいて、専門委員会でご議論いただいた内容についても、出た意見の概要を説明いただき、それに対する県の考え方・回答を丁寧に説明をいただきました。これからいろいろなご意見を出していただければと思います。いかがでしょうか。

細かなことから大きなフレームの話まで、いろいろあると思うのですが、まず計画に対して、大きなフレームの話の方から、大きな枠組の方から話を出していただいて、そのあと、細かなところをご指摘いただくという順番で進めて行きたいと思います。

まずは大きなフレームの所でご意見・ご質問等ございませうでしょうか。いかがでしょう。考え方とか国の方針がこういう形なので県でもこういう形で進めている、あるいは国の方ではこう言っているけれども、こう直した方がいいとか。なにかそういった大きなところでまずご意見・ご質問を出していただければと思います。いかがでしょうか。

はい、福江委員さん。

福江委員

環境省の指針を受けての第12次鳥獣保護管理事業計画だと思うのですが、長野県として独自の変更点というのはどうい

ころになるのでしょうか。

平林議長

幹事の方で説明をお願いします。

佐藤室長

まず一つ、長野県におきましては、未だ野生鳥獣による農林業被害が顕著なことから、鳥獣保護区の指定の方針におきまして、鳥獣保護区について、保護の目的が明確でないものについては、期間更新をしないということを明確化いたしました。

環境省の方針としては、まだ検討どまりですが、基本的には「更新しません。」という方針を出させていただきました。ただし、それに合わせて長野県の特徴といたしまして、それに代わるものとして必要であれば「狩猟鳥獣等捕獲禁止区域」というシカ、イノシシ等を除いた形での保護を行うという制度を使いますという方針を出しております、というのが一つの違いになっていると思います。

もう一つの違いは、先ほどもご説明しましたが、傷病鳥獣についての考え方です。

傷病鳥獣救護につきましては、国の指針においても、確かに踏み込んでいただきまして、今までは人道上ですとか、鳥獣愛護というような情操的な部分が中心に書かれていたところを、生態系ですとか生物多様性の保全というところに踏み込んでいただいているんですが、「やりません。」とまでは言っていない。

長野県といたしましては、実は長野県の「野生傷病鳥獣救護マニュアル」というものを平成19年に作りまして、そのなかで明確にしていたにもかかわらず、計画には記載してなかったのですが、「希少種以外のものについては原則として救護いたしません。」という方向性を出させていたきたいと考えております。そこらへんが踏み込んだところかなと思っております。

平林議長

はい。ありがとうございます。よろしいでしょうか。

今、非常にポイントを分かりやすく、二点説明いただきました。よろしいですか。はい続けてどうぞ

福江委員

傷病鳥獣救護の考え方に「希少種以外は対応しない。」ということですが、狩猟鳥獣以外の希少種は、どういうものがあるかというのと、それは明確化されているのか。

狩猟鳥獣以外がそうなのか。

平林議長

説明をお願いします。

佐藤室長

実は、平成19年に策定いたしました「野生傷病鳥獣救護マニユ

アル」の中で希少性の高いものとして位置付けておりますのが、種の保存法に載っているような種ですとか、レッドデータリストとかに記載されているような鳥獣及び、国、県指定の天然記念物というような記載になっておりまして、基本的にはそれをベースにするんだと考えておりますが、ただし、国、県の天然記念物とした場合にカモシカが入っております、カモシカの傷病鳥獣保護というのが、結構各地域で負担になっております。なおかつ、カモシカにつきましては、いいことかどうかはさておき、年間200頭以上長野県下でも個体数調整を行っている状況の中で、今までどおり扱ってもいいのか、今後「野生傷病鳥獣救護マニュアル」の見直し等も考えていく中で、更に詳細をつめてまいりたいなど、それ以外の希少性のある鳥獣の扱いについてもその中で再検討したいと考えているところでございます。

平林議長

はい。よろしいですか。はい。

他いかがでしょうか。大きなフレームのところはよろしいですか。今のように「ポイントはどこなんでしょう。」というような大きな視点で聞いていただきましたけれど。

それでは、またあとで出していただいても結構ですが、今度は個別の案件ですね。いろいろな国の方針を受けて新たなものが盛り込まれています。個別の案件、あるいは細かなところのご質問、ご意見をいただければと思います。いかがでしょうか。

はい。小川委員さん

小川委員

全体の感想としては、管理の方を強調されているくらいがあるなという感想を持ちました。

資料1-3の53ページのところの普及啓発の部分の考え方について、「鳥獣の保護及び管理についての普及等」という文言があるんですが、概要の方で見せていただくと、普及啓発の(1)のところは、「鳥獣保護及び管理思想」と書かれています。これはどちらになるのかということをお聞きしたいのですが。

平井林議長

はい。

佐藤室長

用語の混乱がありまして大変申し訳ありません。

「鳥獣の保護及び管理の考え方」ということで「思想」という言葉も変な言葉なので、外させていただきたいと考えております。

小川委員

分かりました。私もそれを見て「管理思想」というのはどうも妙な表現だなと思いましたので、そういうことでしたらいいかと思えます。「鳥獣の保護思想及び管理についての考え方」というよ

うなことでしょうか。

佐藤室長

細かい表現については、今後検討の余地があるとは思いますが、私個人としては「保護及び管理の考え方」かなと思っております。

小川委員

はい、分かりました。

それで、細かいですが、この文言というのは考え方とかそうしたことが反映してくるものだと思いますので、大事にさせていただけたらと思いますが、同じ普及啓発のところに「人と野生鳥獣との緊張感のある棲み分け」という文言がありますが、本文のほうは、「人と野生鳥獣の共存を実現するため」となっている。こちらはやっぱりどちらになりますか。

平林議長

はい。説明をお願いします。

佐藤室長

精査が足らなくて申し訳ございません。基本的には「野生鳥獣との緊張感ある棲み分け」というのを、ひとつの長野県の考え方として整理してまいりたいと考えております。

小川委員

はい。それで、その「緊張感のある棲み分け」という考え方は重要なことだと思いますが、普及啓発で学校ですとか、同じく普及啓発に関係して54ページに「教育機関と連携しての普及啓発」というのがあるんですが、そちらの2行目のところの「人と野生鳥獣との共存」というのを消して「緊張感のある棲み分け」というふうになっておりますね。このところなんです、教育機関で啓発を図る場合にですね、緊張感のある棲み分けという考え方は、共存の中の一つの考え方ではないかと理解しているんですね。

要するに棲み分けするということも共存の一つのあり方だと思うんです。ですので、こここのところを、「共存」を消して「緊張感ある棲み分け」とするよりは、先ほどの専門委員の方の発言にもあったように、「緊張感のある棲み分けという表現はよい。」と私もそう思うのですが、教育機関と連携しての普及啓発の段階では、「緊張感のある棲み分け」というよりも、「共存」ということで野生鳥獣との関係をもう少し原点というか、そういったところに戻って普及啓発を図っていった方がいいのではないかと思うんです。

で、いきなり「緊張感のある棲み分け」というよりかは、「共存」というものがベースになった上での「緊張感ある棲み分け」であって、そういうような状況に至ったのは、人の介在というか人との関係でそういった状況が生まれてきているのではないかというふうに考えますので、ここは、「共存」でもいいのではないか

というふうに考えました。

平林議長

これは、意見ということによろしいですか。

はい。何か幹事の方からコメントございますか。また専門委員会等で議論していただきたいと思いますが、何かコメントあれば、よろしいですか。

佐藤室長

はい。分かりました。

平林議長

では、そういうご意見が出たということによろしくお願い致します。他、いかがでしょうか。

では福江委員さん。

福江委員

参考資料の方なのですが、これは環境省の指針なので、県に対してお聞きするのはどうなのかと思うことがあるのですが、環境省の中山委員さんがいらっしゃいますので、ちょっとお尋ねしたいのですが。

小形の箱わなによってハクビシン、アライグマ、ヌートリアを捕獲する際に狩猟免許を受けていない者が、自分の敷地内であったり鳥獣による農林業被害がある畑など自分の敷地内であれば、捕獲ができるということなんですけれども、以前小川委員さんからも話があった中で、よくホームセンターで箱わななどが売られています。箱わなは、売られたり買われたりすること自体は違法ではないですけれども、許可なく使うことは違法になるわけですが、そういうことがホームセンターなどでは書かれていないまま、購入して違法ということすら知らずに、わなをかけて捕れたから取りに来いという、そういう方が結構いらっしゃるんですね。

ですので、こういう捕獲許可が必要であることの周知をきちんとしなければ、狩猟免許を受けてなくてもいいよ、捕獲許可が必要であることの周知と共に、この情報というか、この指針を出していただきたいということが一つ。これに関しては、この指針に関しては殺処分については、誰がやるのか、捕獲した本人がやるのかどうか言及されていません。ですから捕獲したら自分で殺処分をなささいということも含めないと、「捕ったから取りに来て」みたいな、そういうことがどんどん増えていくのではないかなと思います。

あともう一つ懸念することが、その殺処分に関して関係することですが、殺処分する、自分で殺すのがいや。でもここにはいてほしくないから捕った、という場合は、移動させてしまう可能性が高くなるのではないかなと思います。特にアライグマ、ヌートリアの場合は、特定外来生物ですので、外来生物法違反になって

しまいます。そういう殺処分についての言及ということも必要になるのではないかなと思います。

あともう一点なのですが、この表の上のほうに、「放鳥事業はその効果と影響を勘案して見直しを含めた慎重な対応を行う。」とあります。やはり昨年環境審議会で、県の保護区の話の際に、保護区でのキジの放鳥が行われていたのではないかなと思いますが、それと今回の指針との整合性については、どういうふうにお考えでしょうか。

平林議長

はい。今三つぐらいありましたかね。環境省の中央環境審議会です。やるような議論については、もし幹事の方で分かればお答えいただきますけれども、ダメなようでしたら、環境省の中山委員さんの方で補足説明をいただければと思います。最後の質問は県の話ですよ。

では最初の参考資料の内容ですけれども、もしお答えできるようでしたら、コメントいただければと思います。

佐藤室長

ただいまご意見をいただいた部分につきましては、指針を作るに際しましても、結構問題になった部分と聞いております。また都道府県等へも意見照会いただいた段階で、「安易に適用するのはいかがなものか。」という意見もずいぶん出ていたのですが、とりあえずこういうふうにならざるを得ない部分がある、という部分がございます。

ご指摘のとおり、確かに自分で止めを刺す責任感もないのに、単に捕ってしまって「自分のところにいなければいいや。」みたいな話は、実は小型獣類だけでなく、いろいろな獣、鳥等にも言えることでして、最後の止め刺しだけを猟友会に丸投げするとか、市町村に丸投げするみたいな住民の方がいらっしゃるのは事実でございます。ご懸念のようなことが起こり得ない訳ではないと思いますので、県といたしましても、鳥獣の捕獲については、当然「許可が必要なんですよ。」という情報については、今までもやっているつもりではございますが、引き続き、きちんと周知を徹底してまいりたいと考えております。

放鳥については、長野県においては、放鳥として行われておりますのは、一つは検討段階として動いております、長野県だけでやっているのではなくて、国レベルで行われているんですが、ライチョウがひとつ。こちらについては、非常に高い順序ということで、ある意味問題ないというか、やらなければならない話かなと思っております。

もう一つはご指摘のあったキジですが、キジについては長野県においても、基本的には、同一亜種のものを放鳥して下さい、というのが大原則になっております。コウライキジというような、

よその亜種と雑種化するというのは生物多様性上好ましくないということから、計画中でもそういう対応にさせていただいておきまして、本来であれば、在来の系統を使いたいぐらいのことまで踏み込んで書きたいところではあるのですが、既に混ざってしまっていて分けようがない部分もございまして、そういった中では、少なくともコウライキジ等の雑種化を招くようなことは、慎むという形で進めさせていただければと考えております。

平林議長

はい。県の方の考え方、国の基本的な指針のご説明をいただきました。よろしいでしょうか。もう少し詳しい説明が欲しいということはあるですか？

これは、県の第12次の鳥獣保護管理事業計画の考え方を一応サマリーにしてもらっているのですが、環境省の方の内容については、恐らく環境省のホームページ等で、詳しく審議の状況が載っているのではないかと思います。私は見ていないので分かりませんが、おそらく載っているのではないかと思いますので、またそちらの方も見ていただいてもいいのかもしれません。

福江委員

はい。今後の捕獲許可は必要だということは、周知されていくということですので、ぜひよろしくお願いします。あとそれとホームセンターなどにもそういう「わな」を置く際には、そういう文言を「捕獲許可が必要です。」という文言をつけるような指導も一緒にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

平林議長

ありがとうございました。他いかがですか。
小川委員さんどうぞ。

小川委員

本文の方の46ページ「保護管理事業の実施体制に関する事項」の中で、鳥獣行政担当職員の項目、そちらの中の配置計画の中で、林務部の野生鳥獣対策室の方で7名、地方事務所林務課の方で30名と人数が書かれているが、その下の「内専門的知見を有する職員」というところが両方とも空欄になっていますが、このあたりを補充するというか、手厚くする予定はありませんか。

平林議長

はい。では幹事から説明を願います。

佐藤室長

はい。人事上職員の配置に係る部分なので、お話しづらい部分ではございますが、私共林務部の人間でございまして、厳密に言いますと、どちらかというとならぬ林業の方の専門家が多いのが実情です。一部林業を絡めながら、野生鳥獣の関係もやってきた人間もいるにはいるんですが、そういう人間を優先的に配置というわけ

にはまいりませんので、全体の人員配置の中で行われる話でございますので、専門的知見を有する者をここに、明確に数字を入れて書いていきますことは、困難かなと、勘弁いただきたい部分かなとは思っております。ただ、どちらにいたしましても、鳥獣行政を進めていくに当たりましては、相手をする鳥獣のことを分かっていない人間がやるよりも、分かっている人間がやった方が、間違いなく効果的ですし、有効だと考えている中で、職員、担当者等への研修等の体制をきちんとしていくことによりまして、専門的知見を有するというレベルが例えば、「学校で勉強してきた。」ではないにせよ、有するという人間にしていくという形でなんとか対応できるような方向性も検討してまいりたいかなと思っております。

平林議長

よろしいですか。そういうお答えで。こういう欄がありますので、「そういう人を置くという計画です。」ということ。

これ欄がなければ「こういう人を置かない。」ということですね。一応欄がありますので、そうご理解いただくといいと思います。

小川委員

はい。人事の話なので難しいのは分かります。

そういった専門的な知見を持った職員の方はぜひ必要だと思うんです。例えばこの本文の方の49ページを見ますと、「認定鳥獣捕獲等事業者の育成・確保」というところがでてきますが、そういった認定事業者の技能とか知識を見極めたり、判定したりするには、やはり高度な専門性が必要になるのではないかと思います。そういった意味からも、そういった職員の方をぜひ置いていただければと思います。

平林議長

はい。ありがとうございます。そういうご意見です。

他いかがでしょうか。

中村委員さんどうぞ。

中村委員

個体の活用や処理ということで、最終処分ということがどうしても最終的にはでてくると思うのですが、今は埋設、焼却、堆肥化とかあると思いますが、そのところ県として最後の最後ですので、しっかりやっていただきたいので、よろしく願いいたします。

平林議長

よろしいですか。そういうご意見ということで。はい。

他いかがですか。林委員さんどうぞ。

林委員

鉛中毒対策の項なんですけど、このモニタリング体制を構築する

という、これからの取組になろうかと思いますが、獣害対策において鉛を使うということに対して、鉛により別の環境汚染が発生するという認識を生んでしまうのですが、国の方針としては、鉛の銃弾というのは、なくす方向にあるんですか、積極的に。捕った捕獲個体の搬出の徹底を指導するとか、やらないんじゃないかと思われるような表現があるんですが。

平林議長

幹事の方から説明していただけますか。

佐藤室長

鉛中毒対策につきましては、今回この参考資料の方にもずいぶん出てきております。私共が作ったのではなくて、国が作ったものをそのまま付けさせていただいているのですが、そういった意味でも国としては、鉛中毒問題、鉛弾対策というのは、かなり重要視してらっしゃるのではないかなと、理解しております。

ただ、具体的に何が出来るかという話の中で、やはり狩猟という今まで長いことずっと行われてきたものに対する影響がかなり大きく及ぶ。弾を鉛以外のものに替える事によって、場合によっては今使っている銃が使えなくなってしまうというような話も出てくる中で、今、鳥獣被害等が全国的に大きくなっている中で、「狩猟者を減らさないようにしたい。出来れば増やしたい。」という流れに逆行してしまいかねない部分、危険性も持っている中で、どこまで書き込めるかというあたりを悩んでらっしゃるのかなということもあり、今委員ご指摘のようなどっちつかずの書き方になっている部分もあるのかなと思っております。

ただ、長野県におきましても、鉛中毒、従前はどちらかという水鳥が釣りの錘を飲み込んでというのが長野県では多かったのですが、今後は、シカの捕獲がずいぶん増えてきている中で、シカを撃ったあとのライフル弾の破片を食べてしまうということも、起こってきかねない。北海道では実際起こりましたので、そこらへんお話もございますので、長野県といたしましては、先進的にそういうことに取り組まれている北海道等の情報をきちんと収集させていただきながら、長野県の方向性についても今後考えてまいりたいかなと思っております。

平林議長

はい。専門委員会の方でも議論になっているようですので、また引き続きご議論いただければというふうに思います。

林委員さんよろしいですか。

林委員

はい。

平林議長

他いかがですか。はい、才川委員さん。

才川委員

概要の5ページのところにはあったのですが、5ページの6番の普及啓発のところ、普及の中で市町村とか教育委員会の方にも関わりを持って今後普及啓発を行っていくということで、下の方にもありますが、県民がこういうところで法令ができてやはり県民がしっかり理解をもって進めていくことはとても大切なことだと考えているんですが、先ほどの資料1-4のところにもありましたけれど、鳥獣専門委員会の方からもお話のあったように、新たな技術の研究開発の中にも、県としても環境保全研究所というところで、環境保全研究所という言葉が出てくるんですけども、他の審議会で行かせていただいたのですが、全国でも環境保全研究所があるというのは長野県だけと聞いていましたのでぜひ、市町村とか教育委員会との関りも大切なんですけど、環境保全研究所、こういったところも、もっと活用していきたい。普及啓発にも努めていただければいいのかな、とっていて、長野県内にもいろんな研究所があるんですが、利用されていないというか、折角いい研究を一杯やっているのだけれども意外と県民に知られていない部分が沢山あると思いますので、是非、横の連携というか、活用していただいて、県民ともっと近くなるというか、そういったところにも力を入れていただければなと思いますので、お願いいたします。

平林議長

はい。そういうご意見です。

ありがとうございます。他いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは今日は中間報告なので、これをもって帰っていただいて、資料の1-3、これが大事ですので、これをもう一度よくご覧になって、もし、何かありましたら事務局の方へ出していただき、また、専門委員会の方でご議論いただくようにしたいと思います。

事務局、来週一杯ぐらいにご意見をいただければ、よろしいですかね。どのくらいまでに皆さんからご意見いただければよろしいでしょうか。

佐藤室長

どちらにいたしましても、今月の下旬から来月に向けてパブリックコメントを出させていただきます。

その結果を専門委員の皆さんにお知らせして、場合によってその内容次第では見直すようになってきますので、それに間に合うようにいただければ、なんとか対応可能かと思えます。

平林議長

はい。それでは、パブリックコメント、先ほどの計画にあったように2月の初めくらいまで意見聴取をするようになってますの

で、今月一杯でよろしいですかね。

皆様方からご意見がもしありましたら事務局の方へ出していた
だいて、それも含めてパブリックコメントと専門委員会のご議論
をいただくということにしたいと思っておりますので、よろしくお願
いいたします。

それではこの案件につきましては、これで閉めさせていただきます。
委員の皆様から出されたご意見、パブリックコメントなどの
意見も踏まえ、更に専門委員会で議論いただくということで、
お願いしたいと思っております。その後、3月の当審議会に答申案と
して出させていただくというふうにしたいと思っております。それでよろ
しいですね。

(異議なし)

ではそういうことにさせていただきたいと思っております。

はい。ありがとうございました。

次に報告事項の「長野県環境エネルギー戦略の進捗状況」につ
いてでございます。

それでは幹事から説明をお願いいたします。

古川環境エ
ネルギー課
長

長野県環境エネルギー戦略の進捗状況について報告いたしま
す。資料2をご覧ください。

表紙上部の枠内に記載しておりますが、環境エネルギー戦略は、
長野県地球温暖化対策条例第8条に規定する地球温暖化対策推進
計画として平成25年2月に策定したものです。

条例の第9条第1項で「知事は地球温暖化対策推進計画に基づ
く施策について、定期的に学識経験者等による評価を受けなけれ
ばならない」と規定をしており、環境審議会に進捗及び成果の報
告をするものです。

なお、指標の数値は、直近の公表データを使用しておりますが、
国等のデータ公表状況により、直近の年度が異なっておりますの
で、お含みいただくようお願いいたします。

1ページをご覧ください。

環境エネルギー戦略は、経済は成長しつつ、温室効果ガス総排
出量は削減する地域の創造を目指し、「省エネルギー化の促進」「自
然エネルギーの普及拡大」「総合的な地球温暖化対策」の3点を柱
に展開しております。平成27年度には自治体や企業の優れた温暖
化対策を表彰する、低炭素杯2016において戦略の目標や施策が評
価され、ベスト長期目標賞の大賞を受賞いたしました。

こちらのページには平成 27 年度の総括をまとめましたので、ポイントを申し上げます。

省エネルギー化の推進に係る主な施策につきましては、事業分野では、事業活動温暖化対策計画書制度による現地調査を 70 件に増やして対応し、建築分野では、建築物環境エネルギー性能検討制度・自然エネルギー導入検討制度の対象を戸建て住宅を含む全ての建築物に拡大しました。家庭分野では、家庭の省エネサポート制度のサポート事業者を新たに 7 社認定して対応し、また、運輸分野では、ビーナスライン周辺をモデル地域として「エコ観光地づくりモデル事業計画」の策定を行いました。

自然エネルギーの普及拡大につきましては、「1 村 1 自然エネルギープロジェクト」の登録、「地球温暖化・自然エネルギー研究会」の相談会や講習会を開催し、知見を普及するための手引きの作成や、地域との合意形成など太陽光発電の適正な推進のための市町村対応マニュアルを策定するなど普及拡大に努めました。特に補助事業については、自然エネルギーの資金面での支援として、固定価格買取制度を活用した発電事業への収益納付型の補助、また、熱利用の補助やグリーンニューディール基金を活用した防災拠点への補助等、計 44 件の事業に補助を行いました。

総合的な地球温暖化対策としては、「チャレンジ 800 ゴミ減量推進事業」によりごみ排出量が、少ない方から日本一となりました。また、気候変動適応技術社会実装プログラム（SI-CAT）のモデル自治体に指定されるなど、温暖化適応策にも取り組みました。

詳細は後ほどの主な成果の部分で説明をさせていただきます。

今後の取組としては、これまでの取組の成果を踏まえ、来年度に環境エネルギー戦略の中間見直しを行い、今後の取組の検討を進めてまいります。

2 ページからは、具体的な進捗状況について報告をさせていただきます。

まず、基本目標についてですが、先ほども述べましたとおり、持続可能で低炭素な環境エネルギー社会をつくるということです。その指標として、県内総生産と県内温室効果ガス総排出量の推移を表とグラフで示しております。県内の直近のデータでございます平成 25 年度の数値では、県内総生産額は、8 兆 7,954 億円で、一方、温室効果ガス総排出量は、1,598 万 5 千トンとなっております。2001 年度の数値を 100 とした推移をグラフに表しますと、総生産額は上昇しつつ、温室効果ガス排出量は減少する傾向が大きくなっています。経済が成長しつつ、温室効果ガスの排出量、エネルギー消費量の削減が進むことをデカップリングと言いますが、本県は全国と比べて、デカップリングが進んでいることをご

覧いただけると幸いです。

3ページをお願いします。個別目標について申し上げます。

県内温室効果ガスの総排出量の推移ですが、(1)では温暖化対策の取組の成果を明確にしますため、2010年度以降の電力に係る二酸化炭素排出係数を2010年度の値に固定し推移を見ております。総排出量は、2010年度以降減少しておりますが、2013年度は、前年度から0.3%、4万8千トン増加しています。また、他の部門が減少している中で、業務部門が44.6万トン増加しておりますが、全国でも業務部門は0.3億トン増加しており、電力や石油製品の消費量の増加が要因と考えられます。

4ページをご覧ください。

④は、実排出係数による温室効果ガス総排出量の推移を表しております。2013年度は、1,598万5千トンで、太陽光発電の増加による二酸化炭素排出係数の改善により前年度に比べて6万4千トン、0.4%の削減となりました。⑤の表についてですが、一人当たりの排出量は前年度と同じ7.5トンで、全国に比べて低くなっています。

5ページをご覧ください。

最終エネルギー消費量は、2013年度は、17万7千トンで前年度と比べ横ばいの推移となっております。温室効果ガスの排出状況との関係を見るため、2013年度と2012年度の比較を②でしており、エネルギー種別で見ますと燃料及び熱が増加し、部門別では産業、家庭が減少しているのに対して、業務部門が増加しております。要因としては、熱をエネルギー源とする空調機器のエネルギー消費量が拡大していることが考えられます。また、運輸部門についてですが、温室効果ガス排出量は減少し、エネルギー消費量は増加となっております。これは、軽油の使用量が減少し、軽油よりも温室効果ガス排出係数の低いガソリンの割合が増加したことによるものです。

6ページをご覧ください。最大電力需要の推移についてです。

本県は寒冷地のため、電力需要は冬季に高くなります。直近の2015年度は、313万7千キロワットで、基準年度に対して16万7千キロワット、5.7%の増となりました。節電が定着し、電力使用量が減少する中で、最大電力需要が増えていることにつきましては、昨年度、検証等を行ったところ、太陽光発電設備が増加する中で、降雪があった翌日等が晴天の場合、パネルに積もった雪の影響で、太陽光発電設備の発電想定値と実績値が乖離し、その結

果、最大電力需要が実際に比べて押し上げられていると思われることが判明しました。そのため、国及び中部電力に対して、自然エネルギーを含めて、正確に最大電力需要を把握できる仕組みを整備するよう要望しています。

7 ページをご覧ください。自然エネルギーの導入量についてです。

2015 年度の自然エネルギー導入量は、14,570 テラジュールで、基準年度に対して 30%の増となっています。また、②のエネルギー消費量で見るエネルギー自給率は 2015 年度に 7.7%となっています。固定価格買取制度の導入による太陽光発電の急激な増加等の結果、エネルギー消費量で見るエネルギー自給率も向上しています。

8 ページをご覧ください。自然エネルギー発電設備容量についてです。

小計の欄になりますが、既存の小水力発電を除く自然エネルギーの発電設備容量は 2015 年度では、88 万 7 千キロワットで、基準年度に比べて 737%増となっています。また、発電設備容量で見るエネルギー自給率は、2015 年度に 80.3%となっています。発電設備容量で見るエネルギー自給率の算出は、分母に最大電力需要、分子に発電設備容量を用いるため目標値の 86.0%を下回っていますが、これは、先ほどもご説明したように、発電設備容量が順調に増加する一方で、最大電力需要が降雪による太陽光発電への影響で 5.7%増加したことが要因となっています。

10 ページをご覧ください。省エネルギー化の促進についてです。

2013 年度と 2014 年度の比較では、グラフの網掛け部分の事業活動温暖化対策計画書制度の対象事業者は 0.6%と、着実な効果を上げています。2015 年度の対象事業者の削減率は、速報値で 2.5%と、更に向上しています。また、②の折れ線グラフにございます、対象事業者の業種別では、特に宿泊・飲食・小売分野の削減率が高く、医療・教育分野は削減が進んでいない状況です。

11 ページをご覧ください。段階別の取組状況、計画段階での評価別現地調査数はご覧のとおりで、2014 年度の 20 件に対し、2015 年度は 70 件を実施しました。(2)の電気事業者の温暖化対策については、条例に基づき実施するエネルギー供給温暖化対策計画書制度により、電気事業者が供給する電気の二酸化炭素排出係数を公表しているものです。

12 ページをご覧ください。家庭部門への取組についてです。

家庭の省エネサポート事業者による省エネアドバイスにつきましては、2015 年度までに累計 62,846 件のアドバイス等を実施しました。こちらの事業においては、家庭の省エネサポート事業者の取組が評価され、2016 年 3 月に第 3 回信州協働大賞を受賞しました。家電の省エネラベル掲出制度では、新たに対象となった電気便座、照明器具についても店頭での貼付率は 7 割を超えております。また、アンケート調査の結果にございますように、約半数の方が、省エネラベルを参考にこれらの製品を購入していることが見て取れますので、さらに認知度の向上を図ってまいります。③の信州省エネ大作戦では、節電目標を設定し取組を実施しています。夏季は順調に目標を達成しておりますが、冬季は 3 年連続で目標を達成できていない状況にあります。先に説明した太陽光発電の降雪の影響によるものですが、県民の皆様へ節電を呼びかけてまいりたいと考えております。

13 ページをご覧ください。

建築物の省エネについては、建築物環境エネルギー導入検討制度・自然エネルギー導入検討制度の対象を 2015 年度から戸建て住宅まで拡大し取り組んでおり、省エネリフォーム等への支援状況は記載のとおりでございます。

運輸部門では、ノーマイカー通勤などこれまでの取組に加えて、ビーナスライン周辺をモデル地域に「エコ観光地づくりモデル事業計画」の策定を行いました。また、参考として一世帯当たりのエネルギー消費量と乗用車の燃料消費量について、隣県との比較を掲載しました。消費量につきましては、両者とも近隣県の平均を下回っている状況となっております。

14 ページをご覧ください。自然エネルギーの普及拡大の施策の状況について申し上げます。

普及のための基盤づくりとして、1 村 1 自然エネルギープロジェクトでは、2015 年度末までに 153 件を登録し、事例やノウハウの普及を図っております。また、地球温暖化対策・自然エネルギー研究会の開催状況、信州自然エネルギー・環境教育支援事業は記載のとおりですのでご覧ください。

その他の基盤づくりとして、屋根貸し太陽光発電の普及のための手引書の作成、太陽光発電を適正に推進するための市町村対応マニュアルの策定を行いました。

15 ページから 16 ページにかけては、エネルギー種別ごとの促進に係る状況について記載をしました。

「発電」の部分ですが、固定価格買取制度を活用した発電事業への支援では、2015年度の太陽光発電事業を1件、小水力発電事業を8件、計9件の支援を実施しました。

「熱利用」については、地域主導型自然エネルギー創出支援事業では、薪ボイラーの導入など7件の支援を行いました。また、林務部で実施している事業ですが、森のエネルギー総合推進事業で173件の支援を行いました。また、防災目的では、グリーンニューディール基金事業により28件の自然エネルギー施設の導入支援を行ったところです。下部に、FIT認定要領でみる自然エネルギーの普及状況

を記載しておりますが、水力の2位や太陽光の19位に比べまして、バイオマスの普及状況が全国34位となっております。長野県は森林県で、木質資源を活用した熱利用については可能性が高いと考えておりますので、更なる普及を図ってまいりたいと考えております。

17ページの総合的な地球温暖化対策の推進については記載のとおりです。先程も申し上げましたが、チャレンジ800ゴミ減量推進事業による取組では、2014年度の1人当たりのごみの排出量の少なさ全国1位を達成したところです。また、適応策の取組では、気候変動適応技術社会実装プログラム(SI-CAT)のモデル自治体に2015年12月1日指定されましたので、プログラムを活用しプラットフォーム等を設置し取組を進めております。

18ページ以下は、政策の進捗状況です。これらの指標を活用して進捗状況の管理や事業効果の検証を行い、目標の達成に向けて取り組んでまいります。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

平林議長

ご説明いただいたように、計画期間が平成25年度から平成32年度ということですが、今回は平成27年度の進捗状況と成果について、報告書を用いて説明をしていただきました。

審議事項ではございませんので、ご質問等がございましたらご発言願います。

林委員お願いします。

林委員

17ページの森林づくりの欄で、②のバイオマスの普及の中に、信州Fパワープロジェクトの進捗状況があるのですが、バイオマス関連施設の設置はできていない状況です。27年度の成果として、木材加工施設の稼働をバイオマスの普及に記載するのはどうかと

思われるが、如何ですか。

平林議長 幹事から説明をお願いします。

古川環境エネルギー課長 ご意見にございましたように、信州Fパワープロジェクトにおきましては、木質バイオマスを使った発電部分は、まだ稼働しておりませんが、27年度において、プロジェクトの一部の木材加工施設が竣工し稼働したことを記載したということで、ご理解いただければと思います。

林委員 バイオマスの利用に関する進捗とは性質が異なると思います。建築材を作っている工場です。

古川環境エネルギー課長 ご指摘のとおり、バイオマスの利用という点では、そうかと思いますが、信州Fパワープロジェクトは、最終的には木質バイオマスを使う計画ということで、過去からの進捗を抑える形で記載をさせていただきました。

林委員 考えは分かりましたので結構です。

平林議長 他にはよろしいですか。はい、中山委員さん。

中山委員 木質バイオマスの意見が出たのでお伺いしたいのですが、県の立地からバイオマスは非常に重要ですが、薪やチップの熱利用の報告が少ないように感じます。16ページに支援事業の報告がありますが、この部分について、推進できている、できていないといった総括があればお願いします。

平林議長 説明をお願いします。

古川環境エネルギー課長 バイオマスの熱利用に関しては、私どもも課題だと思っております。地域主導型自然エネルギー創出事業を計画されている方からも意見を伺っていますが、現在、原油、石油の価格が下がっていることもあり、バイオマスの熱利用に対するインセンティブが下がってきている状況にあるとお聞きしています。私ども戦略で計画しているように、地域の資源を使って、地域経済を活性化することが重要と考えておりますので、そういった部分を含めて、計画されている方に、課題を解決するための方策を聞き取って、今後の対策に反映してまいりたいと考えております。

中山委員 長野県は、薪ストーブの普及台数が多い県です。非常に珍しい、

一般企業による薪ストーブの薪の供給体制が整っている。手軽に使えることが普及するためには大切で、例えばですが、同様の事業を支援するとか、バイオマスの熱利用を推進するための施策が重要です。

平林議長

他には如何ですか。中村委員さんどうぞ。

中村委員

長野県は森林県ですが、薪ストーブを使っている方も、使っていない方もいらっしゃると思います。

それとは別件になりますが、この戦略の計画期間後からでも考えていただければと思いますが、炭化についてです。炭化については、12トン炭化すれば、44トンの二酸化炭素の削減になります。

昨年、高島小学校の皆さんと一緒に、燠炭と炭を作りました。その児童が行った、諏訪湖畔のかりん並木に炭を入れて成長を促す取組の報告書をいただき、すごい子供達がいると感じました。

炭化についてもこれから重要になると思いますので、検討していただければと思います。

平林議長

幹事、何かございますか。どうぞ。

古川環境エネルギー課長

森林資源の活用で重要なこととして、薪の活用については、供給体制、使用者が調達しやすいということを含めて、解決すべきことがございます。16ページにございますように、公共施設や個人を対象にした、バイオマスストーブやボイラーの導入支援をする中で、炭の活用についても検討を進めることができるので、参考にしてまいります。

平林議長

ありがとうございました。中山委員さん。

中山委員

資料にあります、グリーンニューディール基金ですが、環境省のエネルギー特会の支援事業です。環境省の基本的な方針としては、低炭素社会、循環型社会、自然と共生する社会という3つの社会を一体的に推進するため、低炭素の事業を推進することもひとつポイントとなっています。そのあたりも考えながら中山間地の振興に繋がる施策を行っていただければと思います。

平林議長

よろしいですか。他には如何でしょうか。北村委員さんどうぞ。

北村委員

本県ではバイオマスの他にも、電力としては小さいのですが、小水力発電がこれから必要なものとなると考えます。過去に普及しましたが、一度頓挫して、また新たに小水力キャラバン隊の取組を

行っている実態が15ページにあります。調査や設計段階の相談と読み取れますが、実際に継続して5年10年と運営していける状況が、相談した団体にあるのかお伺いします。

平林議長

説明をお願いします。

古川環境エネルギー課長

小水力発電については、委員ご発言のとおり、長野県のポテンシャルは非常に高く、様々な調査等が行われています。小水力発電は太陽光発電と比べると、設備導入のコストが大きいこともあり、固定価格買取制度を活用するにしても事業性をしっかりと見極める必要があるということで、小水力キャラバン隊を活用するなどにより取組を進めているところです。水利権や資金面の問題等、解決しなければならない課題は多く、例えば資金面では県内金融機関の皆様と意見交換を行ってまいりたいと考えております。

平林議長

他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

今後も「長野県環境エネルギー戦略」について、しっかりと取り組んでいただくようお願いします。

その他、何かございますか。

それでは、以上をもちまして、本日予定しておりました議事は全て終了いたしました。全体を通じて、何かご意見・ご質問等はございますか。

よろしければ、以上をもちまして、本日の議事を終了し議長の務めを終わらせていただきます。

司会

平林会長さん、委員の皆様ありがとうございました。

次回の審議会は3月中を予定しております。日程等は改めてご連絡させていただきます。

それでは以上で本日の審議会を閉会させていただきます。

ありがとうございました。お気をつけてお帰りください。